

南あわじ市で介護職・看護職に就く人を応援します！



就労支援一時金・補助金

採用対象期間：令和4年4月～令和9年3月末

制度 内容

✓ 就労支援一時金

- (1) 採用日前または採用日以後3か月以内に淡路島外から南あわじ市内に転入し、市内の介護事業所や病院等に介護・看護職として就職する人に30万円を支給
- (2) 南あわじ市在住で、市内の介護事業所や病院等に介護・看護職として新たに就職する人に10万円（新卒者の場合は30万円）を支給

✓ 家賃補助金

就労支援一時金の(1)に該当し、南あわじ市内の賃貸住宅に住み家賃の支払いをしている人に家賃月額から住宅手当等を控除した額の2分の1を支給（月額3万円を上限とし、最大3年間※ひとり親の場合は最大5年間）

✓ 必要条件是・・・

市税の滞納がなく、週20時間以上で継続2年以上の勤務が条件

※その他の詳しい条件については各申請窓口にておたずね下さい

[申請方法]

南あわじ市HPで申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて下記の窓口までお申し込み下さい

<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/fukushi/kaigokanngoshokuinkakuhotaisaku.html>

申請窓口・お問い合わせは就職先事業所を担当する南あわじ市役所各課へ

福祉課（障害福祉事業所）



0799-43-5216

長寿・保険課（介護事業所）



0799-43-5217

健康課（病院・診療所）



0799-43-5218

WEBへはこちらから



作成者：南あわじ市役所福祉課